

災害ボランティア・NPO 活動サポート募金・豪雨災害（ボラサポ・豪雨災害）Q&A

よくある質問と回答について取りまとめたものです。
応募要項に記載の内容と併せて、応募する際の参考にしてください。

《もくじ》

1. 助成対象に関する質問（対象団体）
2. 助成対象に関する質問（対象活動）
3. 助成対象に関する質問（助成限度額）
4. 助成対象に関する質問（対象費用）
5. 助成対象に関する質問（謝金、旅費）
6. 選考・助成スケジュールに関する質問
7. 助成プログラムに関する質問
8. 応募手続きに関する質問

1. 助成対象に関する質問（対象団体）

No.	質問内容	回答
(1)	法人格のない団体でも応募できるか？	法人格がなくても、応募する活動について 5 名以上で活動したグループであれば、応募できます。
(2)	ボランティアグループなので、団体資料（①規約または会則、②事業計画、③直近の決算書（設立したばかりで決算書のない場合は予算書）、④役員名簿）がないが、それでも応募は可能か？	団体資料は必須なので、提出がないと応募受付できません。
(3)	株式会社だが、ボランティアとして被災地に支援物資の運搬を行っている。会社でも対象になるか？	株式会社は対象になりません。ただし、社員の有志によるボランティア活動であり、株式会社とは別にボランティアグループを組織していれば対象になります。
(4)	1 人で、被災地に支援物資を運んでいるが、対象になるか？	個人での活動は対象になりません。5 名以上でグループとして応募してもらう必要があります。

2. 助成対象に関する質問（対象活動）

No.	質問内容	回答
(1)	活動日数、活動人数は、準備にかかるものも含められるか？	基本的には被災地（避難先）で活動に参加した日数、人数となりますが、被災地での活動に向けた準備活動であれば、含めていただいて構いません。
(2)	被災地外への避難者に対する支援活動も対象になるか？	対象になります。
(3)	被災地に送る義援金や物資を集めるためのチャリティイベントの開催経費は対象になるか？	チャリティイベントの開催経費や支援活動等に対する募金活動のためだけの準備費用は対象としません。

3. 助成対象に関する質問（助成限度額）

No.	質問内容	回答
(1)	助成金は、いくら単位でもらえるか？	応募の額及び助成決定額は、活動にかかる経費の1万円未満を切り捨てた1万円単位になります。
(2)	応募要項に記載されている助成額の上限額を引き上げてもらうことは可能か？	助成額の上限は応募要項に記載のとおりで、助成上限額を超えての助成はできません。

4. 助成対象に関する質問（対象費用）

No.	質問内容	回答
(1)	トラックを借りて、被災地まで救援物資40トン運んだ。トラックのレンタカー代は対象になるか？	レンタカー代のほか、ガソリン代、高速料金も対象になります。
(2)	県外からバスをチャーターして被災地にボランティアが向かう場合、バスのチャーター費、ガソリン代、運転手の謝金は対象となるか？	バスチャーター費（運転手謝金も含む）、ガソリン代、高速料金も対象になります。なお、ボランティアバスを企画・実施する場合で、参加費を徴収する際には、旅行業法に則って、適正に実施するよう留意してください。
(3)	活動に要する車両やパソコン等を購入する費用も対象になるか？	車両やパソコン等の備品も対象になりますが、助成額については審査により決定します。なお、助成金で取得した車両や事務機器等については、活動終了後もできる限り被災地で活用いただけるようご配慮ください。
(4)	炊き出しで、避難者に支援物資を配布する場合、その購入費用は対象になるか？	不特定多数の被災者に配布する物品等の購入費用は対象になります。個人への配布だけを目的とした物品等の購入費および運送移送費などは対象となりません。
(5)	人件費は対象になるか？	活動日数30日以内の活動では、人件費は対象となりません。

No.	質問内容	回答
(6)	外部への業務委託はどの程度認められるか？	金額と内容によって、費用対効果などを、審査において判断させていただきます。なお、助成金の全額を外部に委託することは認められません。

5. 助成対象に関する質問（謝金、旅費）

No.	質問内容	回答
(1)	「県外から被災地に向かうためのボランティア一人ひとりにかかる旅費は対象外となる」とはどういう意味か？	助成式には限りがあるため、ボランティア一人ひとりの旅費をすべて助成対象とすることはできません。被災地（目的地）へまとまって入っていただく際のバスのチャーター代などは助成対象となります。
(2)	専門家が定期的に被災地入りする予定だが、その場合の旅費は対象になるか？	専門家の旅費は、応募いただく活動内容によっては対象になります。
(3)	専門家とは、「国家資格者もしくはこれに準ずる者」とは、具体的にどのような人が含まれるか？	医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、保育士、保健師、弁護士、建築士等を想定していますが、「他に代わりがきかないかどうか」「被災者のための活動であるか」ということを勘案し、応募いただく活動の内容などから、審査において判断させていただきます。

6. 選考・助成スケジュールに関する質問

No.	質問内容	回答
(1)	助成金はどのように受け取れますか？	活動日数が30日以内の活動については、活動終了後の精算払いになります。
(2)	もう既に活動を終えてしまったが、さかのぼって応募することはできるか？	さかのぼって応募することも可能です。平成30年7月5日以降の活動から対象にします。

7. 助成プログラムに関する質問

No.	質問内容	回答
(1)	31日以上活動しており、3~4日間ずつ複数回にわたってボランティアバスの派遣を予定している。このような場合は、どうしたらよいか	31日以上活動していても、今回の応募では、30日以下の活動が対象となります。これまでの活動のうち、30日分の応募をしていただくか、第2回助成での応募をご検討ください。

8. 応募手続きに関する質問

No.	質問内容	回答
(1)	応募書はどのようにして送ればいいですか？	原則としてメールでご応募ください。 メールでの応募ができない場合、団体資料がメールで送りきれない場合などは、郵送での応募を受け付けます。郵送でお送りいただく場合は締切日必着ですのでご注意ください。
(2)	団体の要件として、「救援・支援活動の実態があり第三者から活動の実態が裏付けられること。」とあるが、災害ボランティアセンター等からの活動証明は必要か？	活動証明は必要ありませんが、応募書に、現地で協力・連携した（する）団体や機関の連絡先を記載してください。
(3)	活動に要した領収書の添付は必要か？	応募時には必要ありませんが、活動報告時に1万円以上の支出となった領収書の写しの添付が必要です。なお、すべての支出について原則として領収書を保管し、団体の会計ルールに則って会計帳簿を作成・保管してください。
(4)	活動に係わる会計帳簿等の提出は必要か？	会計帳簿の提出は必要ありませんが、活動の報告として本会が定めた精算書類の作成が必要です。
(5)	応募書の書き方がわからないので、事前に見てもらえることはできるか？	応募にあたって、応募書の事前確認および応募内容の個別相談はお受けできません。応募要項をよくお読みいただき、ご不明な点については、お電話でお問い合わせください。
(6)	応募書は持参しても良いか？	メールで送付してください。ファクシミリ、電子メール、持参による応募は遠方の団体が不利となるため、受け付けられません。
(7)	助成金の振込先口座は、個人口座でも良いか？	助成金を個人の資金と区別してもらうため、団体としての応募団体名と同じ名義の団体としての口座をご用意ください。
(8)	一度不採用となった応募について、再度応募することは可能か？	一度不採用になった応募について、以下のような場合は基本的に採用されません。 <ul style="list-style-type: none"> ・一度不採用になった際の応募書とほぼ同じ内容の応募 ・応募要項に記載している「審査にあたって重視する点」について読み取れる記載がない応募 ・活動上の工夫、「ボラサポ・豪雨災害」以外の資金確保の見通しについて記載がないか、記載があっても具体性に欠ける応募